

**お知らせ 児童手当の制度が一部変更になります**

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

変更点1

令和4年現況届から下記の提出が必要な人を除き、現況届の提出は不要となります。

引き続き現況届の提出が必要な人

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が日高市と異なる人
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者
- その他、状況確認の必要がある人

変更点2

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下表の②(所得上限限度額)以上の場合、児童手当等は支給されません。

児童を養育している人の所得が、下表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を支給します。所得が①以上②未満の場合、特例給付を支給します。
※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

扶養親族等の数(カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合等)	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

お知らせ 市の特産品ブルーベリーが旬を迎えます

問い合わせ 産業振興課農政担当

市の特産品であるブルーベリーの旬は、6月中旬から8月下旬ごろまでです。市で栽培しているブルーベリーは、市内の農産物直売所等で購入することができます。

ブルーベリーまつりを開催**日時** 7月24日(日)

午前9時～午後3時

場所 サイボク楽農ひろば前

※日高市ブルーベリー研究会が作るブルーベリージャムやゼリー、苗木の販売を行います。販売品が売り切れ次第終了します。

農園名	場所	電話番号
巾着田ブルーベリー園	高麗本郷134	☎982-2465 ☎080-3729-4805
ブルーベリー比留間	梅原地内	☎989-3687
町田ファーム	新堀457	☎989-1427
林ブルーベリー園	新堀128	☎090-5760-0898
ベリーズファーム (松浦農園)	駒寺野新田133-1	☎090-8035-4966
ぶどうの樹	女影612-5付近 高萩1841-1	☎985-7105
くだもの畑武蔵	馬引沢29-1	☎989-7411

▲摘み取りができる農園

予約の方法等、詳しくは各農園へお問い合わせください。

広告

遺言・相続・成年後見・離婚…等々、相談先が分からずにお困りの方、初回相談は何時間でも無料の地元日高市のアイビー行政書士事務所へご相談ください。☎042-985-7566 (行政書士 田中諭)